

総務常任委員会会議記録（概要）

平成22年9月7日（火）

開 会 （午前9時30分）

【議 事】

○ 請願第6号 自治基本条例検討についての「体制整備」を願う件

（総合政策部）

【質 疑】

末吉委員

請願の提出者より説明を願いたいと思うがいかがか。

中村委員

請願の要旨、理由からすればもっともな話であり、そのもっともな話が請願として提出されているとなれば、参考人として招致し、その真意を正式な形で聴き、議事録に残す必要があると思う。

荒川委員

賛成である。議会運営委員会でも参考人を招致することとなっており、総務常任委員会でも予備日に参考人招致して真意を伺うべきである。

浜野委員

審査方法等について委員長の考え方を伺いたい。

島村委員長

従来どおり休憩中に、請願者の意見を聴く、あるいは参考人として意見

をお聞きすることもよろしいかと思うが、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思う。

村上委員 もし、本日、参考人を招致して審査することとなった場合、手続上に支障はないのか。

町田書記 同日内に、議長、参考人あての関係書類の提出、また、参考人の出欠確認作業が必要になると思います。

島村委員長 同日ですべて完了させるのは困難である。

中村委員 正副委員長の判断に任せる。

吉村委員 もし、参考人招致について委員会です承されたとなれば、審査日、参考人の選考及び人数を確定しなければならないが、この件は委員会です承されなければならないと思う。

中村委員 請願の代表者を招致することは無論だが、今の時点で参考人の人数を確定する必要はないのではないか。参考人の都合もあるので、複数人の招致を予定しておくだけでよいのではないか。

秋田委員	検討委員会委員長、起草委員会委員長、請願の代表者の3名でいかがか。
中村委員	参考人からの意見を聴くことで、請願の採択、不採択に関わる情報提供をしてもらえるのと同時に、議会に期待する話も聴けるのではないか。よって、検討委員会の中で組織していた各委員長の方々にお願いするのは適当だと思う。
浜野委員	請願者以外の人を参考人として選考することは難しいのではないか。
中村委員	参考人制度は議案を審査するために、請願者以外の人を招致できるし、選考は委員会の判断によるものと思う。
浜野委員	この議論はあくまでも、この委員会で参考人を招致し、予備日に審査を行うことが確定してからの話であり、まずは、従前のおおりの、休憩中に請願者の意見を確認するか否か諮っていただきたい。
荒川委員	従前のおおりのとするか、参考人招致により審査するか諮ってもらいたい。
島村委員長	参考人を招致することによろしいか。（委員了承） それでは、参考人の選考、及び審査日等について、委員の意見を伺いた

い。

村上委員

請願者の方々は検討委員会のメンバーでもあるが、この請願を審査するうえで、まず、検討委員会の立場としての意見なのか、請願者の立場としての意見なのか、しっかり区別する必要がある。したがって、選考には慎重な検討を要すると思うがいかがか。

中村委員

まずは「請願者の中から選ぶ」ということは決定してはいかがか。

荒川委員

議案質疑の中で「検討委員会からの請願ではない」との部長答弁があった。従って、請願者の中から3名を選ぶことではいかがか。

吉村委員

運営委員会、起草委員会に限定することなく、請願者の中から選ぶという認識でよいか。

秋田議員

せっかく招致して意見を聴いても、立場を理解していない人が参考人になり、混乱してしまう可能性もあるので慎重に選ぶべきである。

村上委員

総務常任委員会としては、検討委員会の意向なのか、請願者の意向なのかを判断して審査しなければ条例の審査はできない。やはりその立場を理解できる請願者を招致すべきだと思う。

浜野委員

請願者の中から参考人を招致することになるので、参考人招致に関して
請願者から意向を伺ってよいのではないか。

島村委員長

請願者から意向を伺うことでよいか。（委員了承）

（休憩中、請願者より参考人招致に関する意向の確認並びに、日程の調整
を行う）

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時10分

島村委員長

請願第6号「自治基本条例検討についての「体制整備」を願う件」につ
いて、参考人として本間滋氏の出席を求め、意見を伺いたいと思うが、こ
れにご異議ないか。（異議なし）

村上委員

審査日は予備日とするが、同日、議会運営委員会が予定されているので、
9月16日（木）の午前10時とし、議会運営委員会終了後とすることで
いかがか。

島村委員長

審査日は予備日である9月16日（木）午前10時、議会運営委員会終
了後でよろしいか。（委員了承）

○ 議案第72号 所沢市自治基本条例制定について

(総合政策部)

【補足説明】 なし

【質 疑】

末吉委員

確認するが、請願第6号の審査は予備日に行い、採決は議会の最終日に行うことになる。一方で議案第72号の裁決も行われるとなれば、採決に齟齬が生じることはないのか。

島村委員長

請願第6号が審査中にあるので、議案第72号の審査について協議願いたい。委員長としては予備日に審査する予定としたいがいかがか。

中村委員

請願第6号の審査が終結されなければ、議案第72号の審査は行なえず、予備日に想定することはできても、あくまでも審査状況の結果次第ということになるはずである。ましてや、本会議で請願第6号の議決が行われないとすれば議案の審査はできない。

浜野委員

本議案は正式に審査すべき議題となっているので、請願の審査後、議案審査を行うこととしておこななければならないのではないかと。

中村委員

請願第6号の可否を問う本会議が開かれなければいけないと思う。先に

上がっているのであれば、同じ会期中に議案第72号の審査はできると思うが、少なくとも本会議で請願の可否を採決しないまま議案の審査を行うことは請願の趣旨を愚弄していることになると思う。先を急ぐのであれば、本会議において、何らかの形で請願の採決を先に行うことが必要になるのではないか。

秋田委員

他の議案もあるので、他の議案を審査してはいかがか。

荒川委員

先送りすべきではない。決めて欲しい。

中村議員

仮に請願と議案が別であるという考えでまとまるのであれば、本会議の採決を待たずに審査は可能かと思うが、請願の審査が止まっている状態である以上、議案の審査には入れないと思う。

浜野委員

審査の冒頭で審査順序を了承しており、矛盾が生じてしまうのではないか。

中村委員

付託されているが、審査に入るかどうかは別ではないか。少なくとも今の段階で議案第72号の審査には入れない。議事整理を願いたい。

島村委員長

議案第72号については、予備日の9月16日に審査したいと思うがい

かが。

中村委員

請願第6号の審査において参考人の意見はこちらの想定とは違っているかもしれない。そうした、もろもろを斟酌したうえで、まずは議案第72号を斟酌するかどうかを議論していただきたいと言っている。もっと言えば、請願者は委員会ではなく、本会議で審議してくれと訴えてくるかもしれない。そこで、先ほど、請願については参考人の意見を聴くということに決まったのだから、議案の審査はこうした意見等を踏まえて審査すべきと思う。今の段階で議案の審査を行うと決めてしまった場合、請願の意味がないのではないか。

秋田委員

議案第72号の審査については、9月16日(木)へ先送りとし、請願の審査の結果を踏まえ、再度、審査するか否かを諮るということではないか。

島村委員長

議案第72号の審査については、9月16日(木)へ先送りとし、請願の審査の結果がでてから審査でよろしいか。(委員了承)

休憩 午前10時22分

(説明員交代)

再開 午後10時32分

○ 議案第66号 平成22年度所沢市一般会計補正予算(第3号)

(当委員会所管部分：消防本部、危機管理課)

【補足説明】なし

【質 疑】

浜野委員

警防活動費の備品購入は救助用ゴムボートとのことだが、耐用年数は何年か。

荻野警防課長

メーカーの仕様によれば耐用年数は概ね10年、保証期間は5年とのことです。

浜野委員

訓練以外でゴムボートを使用した実績について伺いたい。

荻野警防課長

平成20年は1件、平成21年度は1件、平成22年度は出場しておらず、それぞれ狭山湖で発生した事故により使用しました。

浜野委員

事故原因は何か。

荻野警防課長

自損行為による事故になりますが入水自殺でした。

村上委員

訓練による使用状況について伺いたい。

荻野警防課長	狭山湖での総合訓練を年1回実施するほか、早稲田大学のプールを借用し、3週間程度にわたって、隊員が交代しながら訓練を実施しています。
村上委員	費用対効果の話になるが、隊員は日々訓練することが不可欠であり、そのため資機材を常備しておく必要があるという考え方でよいか。
荻野警防課長	消防は緊急対応が一番重要であり、自前の装備で活動する必要があるため常備する必要があるものと考えています。
村上委員	狭山湖の中で東京都が管轄する区域はあるのか。
荻野警防課長	施設は東京都になりますが、所沢市が管轄する区域もあり、活動は、警察や都の管理事務所と合同で行う場合があります。
村上委員	管轄はどこで決まるのか。
荻野警防課長	狭山湖の中で市域部分が所沢市の管轄になります。
村上委員	例えば、その事故現場がなんらかの理由で移動してしまい、たどりついた地点が市域外であれば管轄が変わるということか。

荻野警防課長

通報が入っても、その事故が必ずしも市域とは限りませんが、応援協定等もあることから、まずは現場に向かうこととなり、結果、先に現場へ到着した隊員が活動を行います。なお、その後、管轄外であれば活動を引き継ぐこととなります。

中村委員

救急業務費の備品購入費に関連して、救急車の年間出場回数を伺いたい。

荒幡救急課長

平成21年中ですが12,810件、1日あたり約35件の出場になります。

末吉委員

今年の夏の猛暑により救急車の出場回数が増えているとの報道があるが、市内の救急車が同時に全車出場してしまったケースはどのくらいあったのか。

荒幡救急課長

現在、市内には8台の救急車が配備されています。具体的な統計はありませんが、そうしたケースは頻繁にあります。救急車が全車出場した場合は、消防車を出場させ、救急車到着までの対応をさせています。

荒川委員

救急車の充足状況を伺いたい。

荒幡救急課長

国の指針では9台ですが、所沢市は現在8台が配備され、1台分が不足している状況です。

荒川委員

救急隊員の充足状況はいかがか。

荒幡救急課長

1台あたり3名以上の救急隊員を乗車させるという規定がありますが充足しています。

荒川委員

関連の質問だが、以前、テレビ報道で救急要請を絶対断らない病院が紹介されていたが、近隣市でそうした病院はあるのか。

荒幡救急課長

現在、近隣にはそうした病院はありません。

末吉委員

プラズマオゾンについてだが、機器の効果と配備状況について伺いたい。

荒幡救急課長

新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、あるいは結核等、ほとんどのウイルス菌に効果があります。なお、今回が初めての配備となります。

末吉委員

今後の配備計画はあるのか。

荒幡救急課長	今回2台を予定していますが、段階的に市内6署所全部に配備したいと考えています。
村上委員	今回の救急車の購入は整備実施計画の前倒しとの説明だったが、主な理由を伺いたい。
荒幡救急課長	計画では来年度中央消防署を予定していましたが、走行距離が18万5千キロを超え、老朽化が著しく前倒しでお願いしたいと考えています。
村上委員	今回の購入により、整備実施計画は全体的に前倒しになるのか。
荒幡救急課長	1年に1台の更新配備を予定しています。
村上委員	今回の購入は、あくまでも走行距離が要因であるものの、寄附があったことから前倒しにしたといことでよいか。
小高消防長	前倒しとした理由のひとつとして、寄附が要因になったことも事実です。
荒川委員	災害対策費のうち所沢市国民保護協議会委員報酬の増額補正は、「国民保護に関する所沢市計画」の改訂によるものとのことだが、その部分につ

	いて再度説明願いたい。
越 阪 部 危 機 管 理 課 主 幹	主な改訂部分は、「武力攻撃事態等合同対策協議会の参加」、「現地調整所の設置」になりますが、あわせて、策定後からの年数を考慮し、人口データ等全般的に見直しも行うものです。
荒川委員	これまで合同対策協議会へ参加していなかったのか。
越 阪 部 危 機 管 理 課 主 幹	これまで国の計画には「合同対策協議会」という組織はなく、今回新たに加わったことから、市の計画を改訂するものです。
荒川委員	合同対策協議会の設置は努力規定なのか。
越 阪 部 危 機 管 理 課 主 幹	参加を義務付けられたものではありません。
荒川委員	東京都国立市は計画から外しているようだがいかがか。
壱 岐 危 機 管 理 課 参 事	平成20年、国の計画が改訂され、埼玉県は平成22年に行われました。こうした状況からすると、改訂作業中の自治体もあり、国立市はまだ着手していないものと思われませんが、その事実は確認していません。

ん。

【議案第66号消防本部、危機管理課所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午前10時50分

(説明員交代)

再 開 午前10時52分

○ 議案第74号「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について」

(総合政策部)

【補足説明】なし

【質 疑】

末吉委員

議案質疑にもあった研修目的の職専免の1日について、許可の仕方や、内容、結果の把握など、詳細を聴きたい。

根本職員課長

自己研修を取得しようとする場合は、所属長に「職務専念義務免除願」を提出し承認を得ます。「職務専念義務免除願」には、自己研修を実施する日にちと、取得理由を「自己研修のため」と記載し、実施後に、所属長に口頭で研修内容を報告することになっています。その位置づけが、分かりづらく、休暇と同様であるかとの疑念を生じさせる余地もありますので自己研修については廃止していく考えでいます。

末吉委員

自己研修が廃止の方向であるならば、職専免の7日に1日を加えて、付与日数を8日にする根拠が分からないが、いかがか。

笹原総合政策
部長

夏季休暇は、7日と認識しています。自己研修の1日については、あくまでも所沢市人材育成基本方針の中の自己啓発のための研修制度として

とらえています。時期が夏休みの期間と重なっており、夏季休暇と誤解されやすく、運用が整っていなかったこともありますので、この制度はここで廃止するものです。付与日数を8日にした根拠は、県内他市の状況を調査した結果、平均7.6日であったため、そこに合わせたものです。

村上委員

これまで、夏季休暇はどういう形で決定してきたのか。

根本職員課長

毎年職員団体との交渉を経て、合意に基づき要領を定めた上で実施しています。

村上委員

「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第2号、厚生に関する計画の実施に参加する場合について、組合との交渉のなかで決定してきたということによいか。

根本職員課長

そのとおりです。

村上委員

自己研修の1日は、夏季休暇とは別の場で組合交渉をしているのか。していないとのことであれば、組合交渉の議事録には、自己研修の1日のことは出てこないという認識でよろしいか。

根本職員課長

交渉事項ではありません。市長決裁により定めたものですので、組合交

渉の議事の中には入っていません。

村上委員

どのような研修を行っているのか伺いたい。

根本職員課長

一般的には、自己研修ということですから講演を聴いたりということだと思いますが、口頭による報告となっていますので、実態については把握していません。

村上委員

研修制度の中で、自己研修の位置づけはどうか。

根本職員課長

当市の研修体系において、職員の人材育成・能力開発について、「職場内研修」及び「職務研修」に「自己啓発」を加えた3つの要素と「人事管理」、「職場環境」、「業務運営」が影響し合い、連携していくこととあります。この3つの要素のうち職員の「自己啓発」の促進を図るための一助と位置づけています。

村上委員

職専免条例制定の際、議会の議論の中で自己研修も1日の休みに値するという議論はあったか。

根本職員課長

この条例は、昭和40年の制定であります。当時は国の準則に基づいて全国共通的な内容の条例になっています。研修については、本来、職務

命令による研修に参加するものですが、年月の経過とともに、色々な解釈が出てきたもので、今後は、本来の運用に戻していきたいと考えています。

村上委員 自己研修も職専免で良いとなったのはいつか。

根本職員課長 平成2年からです。

村上委員 平成2年に市長の決定により、運用を変えたということによろしいか。

根本職員課長 所沢市人材育成基本方針にもありますが、自己啓発という新たな考え方が出てきたことから、市長決裁により制度を設けたものです。

村上委員 条例第2条第1号に当てはめて、1日休暇をとっても良いのではないかとといった組合交渉はなかったのか。

根本職員課長 あくまでも、夏季休暇ではなく研修ととらえていますので交渉はなかったと考えています。

村上委員 組合との交渉には関係なく、執行部側の権限で即時廃止は可能なのか。

笹原総合政策 組合交渉とは関係なく廃止できますし、市長が答弁したとおり廃止をい

部長

たします。

村上委員

自己研修が夏季休暇とは関係ない1日だとすれば、もともと夏季休暇は組合との交渉の中で7日であった。まずは7日について条例化し、その後に8日について検討することは考えなかったのか。

根本職員課長

夏季休暇の条例化については、以前から組合と協議をしてまいりました。組合からは、付与日数10日の要求がありましたが、協議の中から8日ということで合意を得ることができたということです。

村上委員

今回の8日は、市長部局からの提案でよろしいのか。

根本職員課長

これまでの職員団体との協議の経過を踏まえて、当局からしています。

末吉委員

組合ニュースの内容を見ると、8日を勝ち取ったという印象が強い。提示した日数は当初から8日だったのか。

根本職員課長

当初は具体的な提案はなく、交渉の経過を踏まえ、今年に入ってから8日を提示しました。

末吉委員

付与日数8日の根拠として、他市も8日が多いと説明されているが、資

料によると7日が14市、7.5日が2市ある。今までの7日から1日増やして8日にするのに、その整合性を市民に説明できないと思うがどうか。

根本職員課長 職専免から特別休暇に条例化することにより市民に対する透明性を確保するものです。

村上議員 夏季休暇の平均取得日数はどのくらいか。

根本職員課長 平均で6.7日です。

村上委員 この6.7日をベースに交渉すべきだと考えるが、組合との間で議論はなされたのか。また、6.7日には自己研修は含んでいるか。

根本職員課長 平均取得日数は、提示しています。自己研修は、含んでいません。

村上委員 実態として、夏季休暇は7日で収まっているということか。

根本職員課長 付与日数そのものが7日ですのでこの数字になります。

末吉委員 この休暇を取得するために職員の臨時職員の加配はないということか。

笹原総合政策 部長	保育園を除いてはありません。
末吉委員	緊急雇用対策などを使って臨時雇用の実績があるが、この制度によるものも含めてないということでしょうか。
根本職員課長	ありません。
末吉委員	夏季休暇は、臨時職員などを雇用することなく、繁忙期を避けながら取得が可能かどうかということでしょうか。
根本職員課長	夏季休暇については、8日以内ということであり、あくまでも業務の正常な運営に支障を来さない範囲で所属長が判断します。夏季休暇取得のために臨時職員などを雇用することはありません。
末吉委員	夏季休暇の取得にあたり、保育園では、保育士を臨時雇用しているとのことだが、その経費はどのくらいかかっているのか。
根本職員課長	今年度、保育園は42人の雇用を予定しており、約1,200万円の見込みです。他の職場については、雇用はありません。

吉村委員

付与日数8日の根拠として、他市の状況を挙げている。議案資料によると、40市のうち、35市が条例を制定している。条例上、特別休暇を8日としているのは1市しかなく、他市の状況を参考にしたと言うのには無理があると思うがいかがか。

根本職員課長

職員の休暇制度は、本来条例で定めるべきだと考えています。今後、夏季休暇においては、職専免の運用を一切行わず、条例により休暇日数を明確にしていきたいと考えています。

村上委員

今の説明だと根底が覆ってしまった。これまで条例第2条第2号の7日と第2条第1号の1日を合わせて、夏季休暇を8日として運用してきたことになるがよろしいか。

笹原総合政策
部長

そうではありません。これまでの夏季休暇はあくまでも7日で、1日は研修です。各市さまざまな判断で運用しています。例えば特別休暇に設定した分と職専免で設定した分を合わせて夏季休暇としている市もありますので、この平均を取ったものです。

末吉委員

議案資料中、所沢市はどこにあたるのか。

根本職員課長	特別休暇0日、職専免7日の2市のうちの1市です。
秋田委員	議案資料中、付与日数10日、9日、6日、5日の該当市はどこか。川越市はどこに該当するのか。
根本職員課長	あくまでも聞き取り調査によるものですが、付与日数10日は、熊谷市で、9日は、春日部市とふじみ野市です。6日は、さいたま市と蓮田市で、5日は、朝霞市です。なお、川越市は、8日で、特別休暇6日、職専免2日です。
村上委員	他市の職専免の根拠は分かるか。
根本職員課長	条例第2条2号の厚生事業を適用していると聞いています。
村上委員	夏季休暇の日数として、特別休暇の日数と職専免で運用している日数を合わせた日数で知りたいとの調査であったのか。
根本職員課長	そのとおりです。
浜野委員	これまで条例第2条第2号を適用し、組合交渉で7日と決めていた。条例で、今回は特別休暇としての位置づけを明確にし、7日から8日に増や

したいということであるが、1日増やす根拠としては、自己研修とは関係ないということによいか。

笹原総合政策
部長

そのとおりです。

村上委員

この議案が通らなかった場合は、自己研修がそのまま残るのか。

笹原総合政策
部長

別問題でありますし、市長答弁のとおり廃止します。

中村委員

職専免条例がそのままなので、無限大に運用が可能ではないかとの不安があるがいかがか。

平野総合政策
部次長

職専免条例については、本来の業務を免除するもので、ここを修正すると影響が大きくなります。適用を見直すことで適正な措置が講じられると考えています。第2条第1号の研修について、これまで自己研修として与えてきたものは、今後運用を止めていくということです。

浜野委員

運用を見直すとのことだが、運用規程はあるのか。

平野総合政策 部次長	運用規程はありません。
浜野委員	市長から、自己研修については運用から外すとの答弁があったが、明文 化された運用規程がないので不安がある。昭和40年の条例制定は、職務 命令による研修参加のための職専免であったはずだが、そうではない部分 への援用が広がり、既存の権利になりつつあるように感じるがいかがか。
平野総合政策 部次長	委員ご指摘のとおり、昭和40年の条例制定の原点に立ち返り、限定的 運用をしていきたいと考えます。
村上委員	平成元年の第2条第2号の職専免の付与日数は何日か。
根本職員課長	平成元年が8日、平成2年は7.5日で、平成4年以降は7日で運用し ています。
荒川委員	事実上、取得する側にとっては、職専免7日と自己研修1日で8日の夏 休みであると考えていたと思うが、自己研修の取得月はこの期間が多いの か。
根本職員課長	10月が一番多く、7月が一番少なくなっています。

村上委員	夏季休暇と自己研修をセットで取得する例は少ないのか。
根本職員課長	夏季休暇の延長線上での取得は無いと思います。
末吉委員	平成2年の市長決裁の内容を確認したいが、可能か。
根本職員課長	保存年限を経過していますので既に廃棄となっています。
末吉委員	再確認をするが、今後も市長決裁で自己研修のような運用はあり得るのか。
根本職員課長	本来の運用のなかで対応していきますので、一切行いません。
中村委員	研修が減ってしまうと思うが、これについてはどう思うか。
平野総合政策 部次長	予算の範囲内ではありますが、職務上の研修の充実を更に図りたいと思います。

【質疑終結】

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時15分

【意見】

村上委員

これまで職員の夏季休暇に関しては「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」の第2条第2号を運用し、毎年組合交渉により決定してきた経緯があります。今回、条例化していこうという流れは大変評価をいたします。他市の状況を見ても職専免の運用の中で、さまざまな苦勞をしながら夏季休暇を決定している状況にあるようです。

今回は、これまでの7日を正式に特別休暇として条例化しようとするものであることから、やはり付与日数は7日が望ましいと考えますので、公明党といたしましては反対をいたします。

荒川委員

これまで、毎年の労使交渉により、「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」の第2条第2号に基づいて7日間の夏季休暇が確保されてきました。また、同条例第2条第1項の研修については、自己研修として1日分確保され、組合ではこれも夏季休暇として活用してきた感があります。組合自身が夏季休暇7日+1日と認識していたのもそのことを表しています。今回の夏季休暇を特別休暇の8日として条例化するのは、従来より1日増えることとなりますが、活用する側からすると事実上日数に変化がないものと考えられます。8日間という日数についても、県内他市の平均7.6日とほぼ同様に突出しているわけではありませんので賛成といたします。

秋田委員

市民クラブでは、熟慮の結果、職員の夏季休暇は付与日数8日にすることなく、現状の7日で良いとの結論に至りましたので反対いたします。

末吉委員

議案第74号に関して、「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」を運用して取得していた休暇に対して、特別休暇として条例化することは評価いたします。平成2年から運用されていたとされる職専免の自己研修については、質疑の中でもありましたが、市民に誤解を与えかねない運用でありますので、今後速やかに廃止、改善いただくよう再度確認をいたします。社会状況が厳しい折、公務員にも厳しい目が向けられています。研修は研修としてきちんと積んでいただき、スキルアップに努めていただきたいこと。同時に、根拠が不明確な職務専念義務免除の同様の運用が他にもないよう更に改善を進めていただきたいとの意見を添えまして、賛成といたします。

浜野委員

議案第74号は、職員が夏季の期間において、心身の健康維持などを図る場合に取得できる夏季休暇を特別休暇として新設するものと聞いている。しかしながら、「所沢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条の職務に専念する義務の免除の規定を運用し、実質的7日間の夏季休暇を取得していると同時に、平成2年より同条例の研修を受ける場合の条項を拡大解釈したようにも思われる運用により1日の自己研修休

暇を取得している。以上のことから平成2年から平成22年のまでの間に及ぶ現在に至るまで、8日間の休暇を要綱もなく取得していたこととなり問題である。だが、この条例を認めることにより、職員の勤務と休日の関係がより明確になることであれば前進とみなせないこともない。以上により、職員の待遇においては透明性を確保することを期待して、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第74号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第66号「平成22年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分

(総合政策部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意見・採決保留】

○議案第81号 「上新井地区雨水貯留施設築造工事請負契約締結について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

荒川委員

議案資料に入札参加条件と入札参加対象事業者数の記載があるが、入札参加条件は常に同じ設定となるのか。

小山契約担当
参事

入札参加条件につきましては、工事案件ごとに異なっております。

荒川委員

さまざまなケースがあると思うが、入札参加条件には今回の5項目以外にどのような項目があるのか。

小山契約担当
参事

本工事につきましては設計金額が2億円以上の土木工事ということで、基本的に3,000万円以上の下請け契約を行う場合は、特定建設業の許可が必要となります。従いまして、いわゆる下請け金額が、土木工事の場合、3,000万円以上となるような案件でない場合は特に特定建設業の許可を有する者といった入札参加条件は設定いたしません。工事の規模によりまして多少異なってまいります。

荒川委員	「地元の貢献」といったようなものは入札参加条件には入らないのか。
小山契約担当 参事	社会貢献度等につきましては特に採用しておりません。
荒川委員	当市の全ての入札において考慮はしていないということか。
小山契約担当 参事	一般競争入札につきましては特に配慮はしておりません。
村上委員	入札参加条件において、級別区分の「A」と「B」の違いはどのようなものなのか。
小山契約担当 参事	所沢市工事請負業者指名選定要領におきまして、今回は5,000万円以上の土木工事ということで、A級工事とされております。業者につきましては、所沢市競争入札参加資格審査申請書審査事務要領において、経営事項の審査の総合評定値が750点以上の場合がA級、総合評定値が650点以上750点未満の場合がB級といった業者の格付けについて規定しております。

村上委員

点数の大きな割合を占める項目を伺いたい。

富澤財務部長

経営事項審査には大きな項目が3点ございまして、1点目は経営規模、2点目は経営状況、3点目は技術的能力となっております。

村上委員

そうすると、企業の経営規模が大きいほど建設コストの削減ができると思うが、その辺の認識はどのように考えているのか。

小山契約担当

参事

企業の経営規模が大きくなりますと、建設資材などを大量に仕入れることができるなど、小規模な業者よりも建設コストの削減にはつながるものと認識しております。

村上委員

入札参加条件の中にA級とB級を同じ土俵に乗せるということは、スタートの時点からA級を有する業者が有利ではないかといった議論はなかったのか。

小山契約担当

参事

今回はA級を有する業者とB級を有する業者の両者が入札に参加できるといった条件を設定したわけですが、一つ下の級の業者であっても応札を可能とし、受注の機会を設けるために今回はB級を有する業者も入札参加条件に設定したものです。

富澤財務部長

今回の格付けを、A級を有する業者とB級を有する業者とした理由ですが、A級を有する業者数は14業者となっております。今回の一般競争入札をする場合の条件として、指名選定の業者の2倍以上としておりますことから、指名選定の場合は、5,000万円以上の土木工事の場合は10社以上であります。今回は一般競争入札ですから20社以上が必要となります。そうしますと、A級を有する業者だけでは足りなくなりますので、範囲を広げてB級を有する業者も含めたということです。

村上委員

そもそもA級を有する業者とB級を有する業者では建設コストが違うので、同じ土俵に乗せたときに競争原理がしっかりと働くかどうかということをお聞きしている。ただ単純に20社を揃えるためだけにB級を有する業者を入れたということであれば、初めから戦力的には難しい入札に参加しているということになるのではないかと。

富澤財務部長

確かに格付けとしてA級とB級はございます。A級とB級の差は客観的に経営事項審査で経営規模や経営状況、技術的能力を評価して算出したものが総合評定値となります。750点でA級の業者もおりますし、740点でB級の業者もおりますので、A級の業者が優位、B級の業者が不利という判断はないと思います。A級の業者とB級の業者とでは同等の競争ができるものと考えております。

村上委員

今の説明どおりに指名業者を選定しているとの解釈でよいか。

富澤財務部長

そのとおりです。

末吉委員

上新井地区に雨水貯留施設ができることによって、上新井地区の浸水被害はかなり緩和されることになるのか。その効果について伺いたい。

小山契約担当
参事

上新井地区の浸水被害につきましては、上新井小学校の西側付近となりますが、計画雨水流出量を一時間当たり50ミリと想定して現在の下水道管渠の断面を設計しております。今回は、一時間当たり54ミリの計画雨水排出量を想定して、浸水対策を行うということになります。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第81号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第82号 「小型水槽付消防ポンプ自動車の取得について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

中村委員

各社に仕様書を貸し出して各社は見ているわけだが、設計金額に対して、それ以上の金額を入札してくるということはどのように理解すべきなのか。そもそもやる気がないということなのか。

小山契約担当

参事

今回の入札結果表に記載のとおり、設計金額を上回った入札は8社中7社あったわけですが、これにつきましては、あくまでも入札参加者の個々の技術力や企業努力等を反映した競争の結果と認識しております。設計金額を設定する際に、予算の関係もございしますが、かなり低めに設計金額を設定し、そうしたことから落札率が必然的に上がっていると考えております。

中村委員

こうしたケースは消防資機材や設計監理関係が多いと思うが、特定のものに関しては、設計金額よりかなり高めに応札がされてくるといったことなのか。

小山契約担当

参事

建設工事につきましては積算基準や埼玉県の標準単価等を用いまして、標準的な積算を行っておりますので、そうしたことはないかと思えます。

設計監理委託につきましても同様に積算方法が定められておりますので、そうしたことはないかと思えます。今回のようにいわゆる物品関係につきましても、積算基準や標準単価等もございませんので、複数の業者から参考見積もり等を取りまして、それらを参考に独自の設計金額を設定している状況です。そうしたことから設計金額が低めに設定されることもあるかとは思えます。

中村委員

価格競争が働くこと自体が一番の目的ということではないと思うが、とりわけこうした特殊車両については、製造している事業者が少ないので、高止まりするという表現が適切かどうかはともかくとして、そうした傾向が見られると思う。このことについては、契約課としてはどのような努力をしているのか。

小山契約担当
参事

物品関係につきましても、一般競争入札は採用しておりませんが、指名競争入札では応札可能な業者をできるだけ多く指名し、できるだけ多くの業者に応札する機会を与えるということで競争性を担保することを行っています。

中村委員

例えば、仕様書の書き方といったところで、今回で言えば消防本部と財務部との間での競争性をある程度保ちつつ、クオリティを維持するようなやり取りや考え方の意見交換は行われていないのか。仕様書がある程度限

定されていくと、応札される業者も決まってくるし、高止まりしてくると思う。当然、安かろう悪かろうでは困るので、その辺は財務部としては金額をなるべく落としていきたいといった作用が働くだろうし、消防本部としては使い勝手のよい車両や今までの技術と整合性を保ちつつクオリティを上げていくような力学が働くと思う。消防本部から出された仕様書をそのまま呑み込むのではなく、その段階で競争性を働かせるようなやり取りというものは事前にあったのか。

小山契約担当
参事

仕様の関係につきましては、原課の要望もあるかとは思いますが、仕様の作り方によってはかなり業者が特定されてきたり、競争性が制限されてくる場合もありますので、十分仕様書の内容を確認し、できるだけ応札可能な業者が公平に参加できるように担当課とは調整した上で発注しております。

中村委員

他団体とのそうした情報交換といったものはあるのか。

小山契約担当
参事

公共工事関係につきましては他の自治体との交流はございますが、物品関係につきましてはございません。ただし、こうした大きな案件等を発注する場合には文書等での照会を行うことにより、実状を調査し参考としています。

荒川委員 上新井地区雨水貯留施設築造工事の入札においては、指名選定の業者の2倍としていることから、B級の業者も加わったとの答弁があった。今回の場合はどのようなになっているのか。

小山契約担当 所沢市物品購入指名業者選定要領では130万円以上の物品購入については5社以上といった規定があります。建設工事とは違い、業者の格付けはございませんので、入札参加資格者登録があり、納入実績と確実に納入可能な業者であれば指名の対象となります。

荒川委員 例えば、4社であればどのような対応になるのか。

小山契約担当 原則ということになっておりますので、製造業者が5社に満たない場合は、満たない業者数で指名競争入札を執行することになると思います。

荒川委員 「お付き合い」といった形で参加する業者もあるのではないかと。

小山契約担当 電子入札と違い、紙による入札を行っておりまして、指名競争入札の場合1社の参加では入札は成立しませんので、2社以上の応札が必要でございますが、「お付き合い」といったことはないかと信じております。

中村委員 観点を変わると、設計金額が最高額でもよいので、原課が一番よい物を

入れるといった発想の転換を考えてもよいと思ってしまう。とりわけ緊急車両は使い勝手がよいほうがよいし、いざと言うときに何かあっても困る。そうした発想はどうか。

小山契約担当 予算の範囲内で設計を行わなければならないという制約がございます。
参事

中村委員 実際には原則が通用しないケースはある。今までのやり方で他の物品と同様に扱っていくことがベストということなのか。

小山契約担当 地方自治法、所沢市契約規則に基づきまして、予定価格の設定等を行い、
参事 入札を執行しておりますので、なかなか難しい部分もあろうかと思えます。

中村委員 契約規則には例外規定はないのか。仮に1社しか製造していない物があった場合はどうするのか。

小山契約担当 1社しか製造していない物につきましては、地方自治法、所沢市契約規則に随意契約の規定がありますので、1社での随意契約も可能だと思えます。
参事

中村委員	契約規則上はどのように区別するのか。
小山契約担当 参事	基本的には、その業者でなければ納入できない物品を購入する場合です。
秋田委員	確認だが、8社の入札参加業者の中で、工場が一緒の業者はあるのか。
小山契約担当 参事	記憶をしている限りでは、そのような業者はないと考えています。
秋田委員	代理店のような業者はないということによいのか。
小山契約担当 参事	今回の入札に際し、代理店等では競争性が損なわれることから指名をしておりません。
秋田委員	設計金額はどのように設定したのか。
小山契約担当 参事	今回は小型水槽付消防ポンプ自動車ということで、小型水槽付消防ポンプ自動車の納入実績がございます複数の業者から、シャーシー、艀装、搭載する資機材等の個々の参考見積もりをとりまして、それらを参考に市独自の設計金額を設定いたしました。

秋田委員

参考見積もりは何社からとったのか。

小山契約担当

2社から徴取しております。

参事

秋田委員

その2社は今回の指名業者に入っているのか。

小山契約担当

今回の指名業者に入っております。

参事

秋田委員

監査委員から、参考見積もりをとった業者を指名することはふさわしくないといった指摘が過去にはあったかと思うがどうか。

小山契約担当

複数の業者から参考見積もりをとっておりますので、それらの業者が有利になるということは特になく考えております。また、今回の消防車両は特殊車両ということで、納入可能業者の数が限られております。参考見積もりをとった業者を指名から外すことは入札参加業者がさらに減ってしまい、競争性を確保することが難しいということであえて指名させていただいたものです。

参事

秋田委員 参考見積もりをとった2社のうち、1社が落札したということはないのか。

小山契約担当 結果的には、参考見積もりをとった2社のうちの1社が落札しております。
参事

村上委員 今回の小型水槽付消防ポンプ自動車における資機材等の仕様は所沢市独自に作り上げたものなのか。近隣他市ではこうした仕様によるポンプ自動車はあるのか。

小山契約担当 近隣の狭山市、入間市にはございません。県内で納入されているのが合計で18台ございまして、さいたま市消防局で14台、熊谷市消防本部で1台、坂戸・鶴ヶ島消防組合で1台、上尾市消防本部で1台、埼玉西部広域消防本部で1台となっております。
参事

村上委員 18台のうち、直近で導入した自治体の購入金額との比較は行っているのか。

小山契約担当 さいたま市消防局が5台を納入しておりますが、当市は1台ということで、さいたま市との比較は行っていません。
参事

荒川委員 参考見積もりをとった業者は指名から外すということをしないと、こうした疑惑はずっと続いていくのではないか。

小山契約担当 今回は指名競争入札で執行しております。特に参考見積もりを聴取した参事 業者を公表しておりませんし、また、説明会を省略し、指名業者に対しては日程や時間をずらして仕様書を渡し、入札前は一度も顔を合わせることなく入札を執行しておりますので、そうしたことはないと考えております。

荒川委員 顔を合わせることがないといっても、指名された業者は大体わかってしまう。こうしたことは今後も行わざるを得ないのか。

小山契約担当 監査等の中で、参考見積もりをとった業者については入札に参加させないといったご指摘を受けているのは確かでございます。参考見積もりをとるにあたり、例えば入札に参加させないということになりますと、いわゆる参事 手数料を支払って、参考見積もりを徴取する形になろうかと思っておりますので、予算措置なども含めて検討する必要があると考えています。

荒川委員 あくまでも業者とは一線を引いて、近隣他市を参考としながら設計を行う形にしないと、今後も同じことが続いてしまう。改善はできないのか。

富澤財務部長

参考見積もりをとった業者を外すことが一番よいとは思いますが。ただし、小型水槽付消防ポンプ自動車は特殊車両ですので、業者が限られます。今回8社にした理由というのは、日本消防ポンプ協会に問い合わせたところ、製造、納入ができる業者は国内に10社しかないということでした。その中で、当市に入札参加者資格者登録をしている業者が8社であったということです。競争性を発揮させるには多いほうがよいので、一般競争入札でも同じことになりますが、8社全てを指名しようということになりました。結果としては参考見積もりをとった業者が落札をしましたが、あくまでも競争の結果と考えています。今後は参考見積もりをさらに多くの業者からとるといった改善も必要ではないかと思えます。

荒川委員

今後の問題として、参考見積もりを業者からとるのではなく、工夫が必要であり、近隣自治体で購入しているところもあるわけなので、そうした能力を身に付けなければいけないのではないかと。

富澤財務部長

参考見積もりについてはやむを得ないのではないかと考えてはおりますが、参考見積もりを徴取する業者数は増やしたいと思えますし、今後はいろいろ研究してみたいと思えます。

【質疑終結】

【意見】

荒川委員

監査委員の指摘を真摯に受け止めていただきたい。やはり、参考見積りを提出した業者が応札するようなことは止めるべきではないかと思いまので、改善方をお願いしたいと思います。議案には賛成いたします。

中村委員

議案には賛成いたします。ただ、本議案とは直接関係のない部分もありますが、こうした観点もあるということでご提案させていただきます。消防ポンプ自動車は、使い手側のカスタマイズも必要でしょうから、市によってその仕様は微妙に異なってくると思います。

落札率が99.01パーセントという結果から、必ずしも競争原理が働かないような状況にあるのであれば、特殊車両を扱うような特殊な分野については、逆に一社随意契約で、現場の満足度を高めるような選択があってもよいのかと思います。無論、消防自動車の購入、あるいは他の実例がこうした選択に当てはまるのかわかりませんが、機会があれば、ぜひ、検討していただければと思います。

村上委員

賛成の立場で意見を申し上げます。改善といえますか、課題の改善ということで話をさせていただくと、恐らくそもそも業者はこれだけしかいないのでしょから、他の市も同じ業者に依頼していると思います。そうすると当市と他市との比較研究も必要ではないかと思ひます。極端な話、同じもので、他の市で3,500万円、当市が3,000万円であれば所沢市は恐らくどこでも同じであると、その辺の金額の差というものがあるか

ないかということも、よく調査したほうが良いと思います。そうした中で、現在所沢市が同じ業者に見積もりをとったときの金額が、所沢市がどの辺りの位置にあるのかということも、今後の入札の設計金額の設定についてもこうした調査の中で検討していくことも必要ではないかということを見に添えて賛成といたします。

秋田委員

議案第82号には賛成しますが、今回は特殊なケースの入札ですが、参考見積もりをとった業者は、なるべく入札に入れないような仕組みづくりやさまざまな工夫を今後はしていただければと思います。

【意見終結】

【採 決】

議案第82号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○ 議案第66号「平成22年度所沢市一般会計予算（第3号）」

当委員会所管部分

(財務部)

【補足説明】なし

【質 疑】

荒川委員

財政調整基金積立金および施設整備基金積立金だが、前年度繰越金が確定したことにより補正するのか。また、それぞれの基金残高を伺いたい。

三上財政課長

今回の財政調整基金積立金及び施設整備基金積立金は、前年度繰越金が確定したため補正をお願いするものです。財政調整基金積立金の残高は22億4,910万1,897円です。施設整備基金積立金の残高は10億337円です。

荒川委員

なぜこの時期に施設整備基金を積立てるのか。

三上財政課長

施設整備基金は例年3月に不用額を積立てていましたが、平成21年度末の不用額が少なかったため、今回、繰越金として積立てするようお願いするものです。

荒川委員

両者の積立総額は、約18億3,500万円となるが、結局、この額が

前年度余ったということでしょうか。

三上財政課長

前年度実質収支額は28億3,541万1千円ですが、うち10億円は当初予算で繰越金として計上していますので、差し引き額の約18億3,541万1千円の積立をお願いします。

荒川委員

土木費国庫のうち、北野下富線道路築造費補助金と松葉道北岩岡線道路築造費補助金は、予定していた国庫補助を受けられなくなったため、一般財源へ財源変更することだが、減額相当分について次年度の国庫補助で補填される予定はないのか。

三上財政課長

今年度に事業を開始した場合、次年度以降は別の事業扱いとなり、事業の同一性がなくなるため補助金の補てんは難しいものと思われます。

荒川委員

ふるさと応援基金繰入金についてだが、この基金の用途の条件に「文化的行事による」とあるが、お祭りも対象になるのか。

富澤財務部長

文化事業という定義は幅広いので、今度原課の要望と基金残高の状況を勘案しながら新規事業を募り対応していきたいと考えます。なお、財務部で基金を管理していますが、新規事業は総合政策部が所管していることから、協議しながら進めていきたいと思えます。

吉村委員

ふるさと応援基金の残高を伺いたい。

三上財政課長

基金残高は5事業の総額で789万4,950円ですが、うち「緑の基金」分が414万2,690円ございますので、結果、ふるさと応援基金の残高は375万2,250円です。なお、今回の補正額90万円はこの残高に含まれております。

吉村委員

この基金を充当する今年度の事業について把握しているか。

三上財政課長

当課では今年度の事業については把握していません。

中村委員

財政調整基金と施設整備基金との関係について確認するが、今年度分としては、まだ財政調整基金を積立っていないのか。

三上財政課長

今年度は積立っていません。

中村委員

両基金の関係は、財政調整基金に積立えた場合、施設整備にも使えるが、施設整備基金へ積立えた場合、施設整備のみに用途が限定されている。施設整備基金は財政調整基金と別に設立し、施設整備を進めていくという考え方からすれば、施設整備基金を優先し基金の確保に努めるべきと思う

がいかがか。また、積立てする場合、基金積立ての優先順位はあるのか。

富澤財務部長

ご指摘のとおり、まずは施設整備基金に積立て、残額を財政調整基金へ積立てることが理想と考えます。しかし、担当部としては、災害時の緊急対応等も考慮し、財政調整基金の残高を、予算額の約5パーセントを保有していきたいと考えています。従いまして財政調整基金の積立て状況もかんがみながら、施設整備基金の積立てを進めていきたいと考えます。

中村委員

結局、2つの基金の積立てに関しては優先に関する規定はなく、裁量によるものということか。

富澤財務部長

そのとおりです。

中村委員

財政調整基金は最低限度額を確保しつつ、施設整備基金のように目的基金は余剰状況により積立てを行うという理解でよいか。

浜野委員

記憶では、施設整備基金の設立時、「今後、財政調整基金が不足するのは明らかであり、一方、公共資産の保持・延命も不可欠であることから施設整備を進めるべく基金を設立する」との説明があり、財政調整基金は行政コストの圧縮を前提に、まずは、施設整備基金へ毎年10億円を積立て、行政コストの圧縮結果により財政調整基金の積立てを進めていくことと

していたはずである。当初の説明と違っているようだがいかがか。さらに、これまでどおり公共施設を継続保有していくべきか否かの判定も必要と思うがいかがか。

中村委員

緊急事態に備え、財政調整基金の最低限保有額はどうしても確保したいということになれば、せつかく施設整備基金を設立しても、意味をなさないのではないか。だとすれば、財政調整基金の中に保険的な基金を設立するなど基金積立ての透明性を諮る手段を図るべきではないか。

富澤財務部長

財政調整基金も施設整備基金も大切な基金と考えており、施設整備基金の積立てにも十分考慮してまいります。

【議案第66号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午後2時38分

(説明員交代)

再 開 午後2時40分

○ 議案第66号「平成22年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分

【意見】

荒川委員

災害対策費に関連し、所沢市国民保護協議会委員報酬に関わる問題で、所沢市国民保護計画については、国、県とまさに一糸乱れず、市町村が計画を作っていくことは、この計画はあくまでも努力規定、まさに義務付けられているものではなく、市町村が自主的に、自分達の計画、まさに防災に力点を置いた計画を作っている自治体もあるようなので、そうしたことも研究され、市町村の判断の中で進めてもらいたい。全体としては賛成です。

【採決】

議案第66号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

散会 午後2時40分